

(平成29年度国家戦略特区提案 詳細説明資料)

# 地域型保育事業の連携施設制度に係る 要件緩和について

平成29年12月4日

大阪市

# 国家戦略特区制度への提案につきまして

- 平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度で、小規模かつ2歳までの利用を基本とする保育事業として地域型保育事業が新たに認可事業となりました。地域型保育事業については、卒園後の3歳児の受け皿確保などを担う連携施設を、各々の地域型保育事業所が確保することが求められています。
- 地域型保育事業が小規模かつ2歳までの利用であることから、連携施設の制度趣旨やその必要性は、本市としても深く認識しています。しかしながら、地域型保育事業所の連携施設確保の努力や本市の確保支援にも関わらず、連携施設の確保が進んでいない現実があり、このまま連携施設がなくても認可できる経過措置の終期（平成31年度末まで）を迎えることを強く危惧しています。
- 本市では、実際に現場のご意見もお聞きし、「代替保育の提供」が連携施設の必須の役割になっていることが、連携施設の確保が進まない大きな原因で、いわば『制度の構造的な問題』と考えています。
- 「代替保育の提供」について、必須の役割からの要件緩和が実現すれば、連携施設の確保が進み、本市が市政の最重要課題のひとつに位置付けている待機児童解消の促進、ひいては「未来投資戦略2017」に掲げられた「女性の活躍の更なる促進」にも大きく寄与すると考え、今回、国家戦略特区提案の集中募集に提案させていただきます。
- 次のページ以降、提案の詳細を説明させていただきますので、その趣旨をご理解いただき、提案の実現に向けてご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

# 目 次

1 連携施設の趣旨・要件等	P 4
2 連携施設確保に向けた大阪市としての取り組み	P 5
3 大阪市における連携施設確保の状況	P 6
4 連携施設に関する課題・問題点	P 7
5 国家戦略特区制度を活用した 「連携施設確保の推進に向けた」提案	P 9
6 提案が実現した場合の効果	P12

# 1 連携施設の趣旨・要件等

- 地域型保育事業は、各々の地域型保育事業所が連携施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保することが、認可の要件のひとつとなっている。
- 連携施設になった場合の必須の役割として、3項目が法定されている。

**①3歳児の受け皿** 地域型保育事業所を卒園した3歳児(全員分)の優先受け入れ枠の設定

**②代替保育の提供** 地域型保育事業所の保育士等が急病等の場合、代替で保育を提供

**③保育内容の支援** 園庭開放や集団保育を体験するための機会の提供等

(根拠規定)

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)第6条(保育所等との連携)  
ただし、平成31年度末までは連携施設がなくても認可できる経過措置あり。

※地域型保育事業の認可は国基準に基づいて市町村が条例で定めるが、連携施設に関する国基準は市町村が従うべき基準とされている。なお、経過措置を適用するかどうかは市町村の判断で、本市は国基準どおり適用している。

## 2 連携施設確保に向けた大阪市としての取り組み

連携施設の確保に向けて、各々の地域型保育事業所の努力に加えて、大阪市として次のような取り組みを行っている。

### (1) 本市独自の「連携支援交付金」制度

幼稚園・保育所・認定こども園に連携施設になってもらうインセンティブとして、連携施設になったことで必要となる経費を補助する「連携支援補助金」を、本市独自に平成28年度に創設。平成29年度には、連携支援補助金を交付金に変更し、交付要件を大幅に緩和。1施設当たり、年間最大100万円を交付。

### (2) こども青少年局からの個別訪問等による制度説明・協力依頼

平成28年春から、こども青少年局職員が施設への個別訪問等を行い、地域型保育事業や連携施設の制度説明及び協力依頼を行っている。28年度前半は幼稚園を中心に訪問。28年秋からは、地域型保育事業所が連携先として希望する施設を訪問し、よりピンポイントに協力を依頼。これまでに幼稚園・保育所など約70施設を訪問した。

### 3. 大阪市における連携施設確保の状況

- ・平成29年10月時点で、市内地域型保育事業所143園中、連携施設確保済みは47園。
- ・地域型保育事業所の努力や本市の取組みにも関わらず、未だ市内の地域型保育事業所の多くが連携施設を確保できていない。

(連携施設の確保状況)

	市内の地域型保育事業所	うち連携施設確保済 (必須3項目完全合意)
平成28年 4月	120園	27園
平成29年 4月	140園	41園
平成29年10月	143園	47園

(連携合意の詳細)※平成29年10月時点

合意した役割	必須3項目 の完全合意	合意内容(重複あり)		
		3歳児の受け皿	代替保育提供	保育内容支援
地域型保育事業 所数	47園	52園	63園	117園

## 4. 連携施設に関する課題・問題点

本市としては、現行の連携施設の仕組みについて、次のような課題・問題点があると考えている。

### (1) 連携施設の役割のうち、特に「代替保育の提供」の合意を得るのが困難。

施設への個別訪問の際などに、「代替保育の提供」への協力が困難な理由として、現場から次のような意見をお聞きしている。

- ・他法人の施設で保育等の方針も違う中、普段見ていない子どもを保育することの不安
- ・施設の職員の確保そのものが大変困難な中、代替保育を提供するための職員が確保できない
- ・代替保育提供中に、万一、事故等が発生した場合の責任の所在が不明確
- ・幼稚園(3歳以上)の先生が、急に乳児を見ることへの不安 等



(本市の認識)

「代替保育の提供」の連携が進まないのは、地域型保育事業所の努力不足や施設側の協力不足などではなく、

**「代替保育の提供」が連携施設の必須の役割となっていることが、現場実態に合致していない。**

## (2)連携施設がなくても認可できる経過措置が平成31年度末で終了すること

- ・このままでは経過措置の終期(平成31年度末)までに、市内の全ての地域型保育事業所が連携施設を確保することは極めて困難。
- ・このまま関係法令等が変わらなければ、平成31年度末までに連携施設が確保できなかった地域型保育事業所は、認可基準を満たさない状態となる。



- ・万一、地域型保育事業所の認可取消となれば、当該地域型保育事業所を利用中の児童が行き場を失う。
- ・加えて、保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取り組みにも大きな支障となる。

※地域型保育事業所の連携施設確保が進んでいない状況は本市だけの課題ではなく、経過措置の終期である平成31年度末が近づく中、国において制度の抜本的な検討が望まれる。



## 5. 国家戦略特区制度を活用した「連携施設確保の推進に向けた提案」(「代替保育の提供」の要件緩和)

前項までの現状及び課題認識を踏まえ、課題を解決する方策として、連携施設に必須の役割とされている3項目のうち、特に「代替保育の提供」について、次のとおり提案する。

### 【提案の趣旨】

厚生労働省令により、連携施設の必須の役割とされている「代替保育の提供」について、国家戦略特区制度を活用して、市町村の判断で努力義務とするなど必須の役割からの緩和を可能とするよう求める。

### 【具体的な方策案】

◎「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)第6条(保育所等との連携)の第2号「代替保育の提供」について、大阪市内において、必須の役割から努力義務への緩和などの要件緩和を、本市の判断で可能とするよう求める。

※なお、地域型保育事業者が代替保育の連携について地域コンソーシアムを構築することや地域型保育所を複数設置する法人が法人内の連携体制を構築する等で、連携施設に求められている「代替保育の提供」の役割をカバーできると考えている。

## (提案理由・目的)

○「代替保育の提供」が必須の役割とされていることが、連携施設確保が進まない大きな原因。

- ・「代替保育の提供」の連携合意については、地域型保育事業所の努力や施設への協力要請では解決できない。いわば、連携施設の仕組みの構造的な課題。
- ・地域型保育事業所にも、実際にはパート職員等を含め相当人数の保育従事者が勤務していること等から、真に「代替保育の提供」が必要なケースは極めて少ない。
- ・「代替保育の提供」等の規定から、連携施設の確保が見込めないとして、事業者が地域型保育事業への参入を躊躇する例さえあり、事業者の参入を阻害、ひいては待機児童解消に支障。

○このままでは、平成31年度末の連携施設確保に関する経過措置の終期までに、市内の全ての地域型保育事業所の連携施設確保は極めて困難。

連携施設の確保が進まずに経過措置期間の終期を迎えた場合、多くの地域型保育事業所が認可要件を満たさない状態に陥ってしまう。



**※本市として、今回、国家戦略特区制度を活用した「代替保育の提供」の要件緩和を提案。**

**連携施設の制度全般についても、国において検討が望まれる。**

# （「代替保育の提供」の要件緩和をカバーする方策など）

地域型保育事業の保育従事者が少人数であることが、「代替保育の提供」が連携施設の必須の役割とされている趣旨であると認識しているが、今回提案の「代替保育の提供」の要件緩和を行っても、次のような方策でカバーできると考えている。

## 1. 「代替保育の提供」に代わり得る仕組み

### ○地域型保育事業所による地域コンソーシアム等の構築

本年6月に策定・公表された国の「子育て安心プラン」で、複数の家庭的保育の地域コンソーシアムの普及があげられ、その中で代替保育の連携も例示されている。

### ○複数の地域型保育事業所を運営している法人が、法人内で代替保育に関する連携体制を組む。

本市の調査では既の実施している法人も見られた。（次項の昨年10月調査を参照）

### ○多様な主体の参入促進事業の活用

子ども・子育て支援新制度の「多様な主体の参入促進事業」について、国の実施要綱で示されている支援の仕組みを活用し、真にやむを得ない理由で代替保育の提供が必要な場合、本市の「多様な主体の参入促進事業」の巡回指導員が代替保育を行うなど。

## 2. 本市としての現場実態の調査の結果から

平成28年10月、「代替保育の提供」の実状を本市が施設に調査。その結果、他法人が運営する地域型保育事業所に、実際に「代替保育」を提供した実例は皆無であった。

連携先施設	施設数	備考
代替保育の提供について連携先になっている施設	38施設	うち、連携元が当該施設と同一法人の地域型園：16施設
上記のうち、実際に連携元の地域型園に代替保育を提供したことがある施設	6施設	全て、同一法人の地域型保育事業所への提供

## 6 提案が実現した場合の効果

### ○待機児童解消に向けて前進

連携施設の確保が進まない最大の要因ともいうべき「代替保育の提供」が緩和され必須の役割でなくなれば、連携施設の確保が進み、地域型保育事業所の安定的運営・参入促進などで待機児童解消が前進。

### ○「未来投資戦略2017」にも寄与

待機児童の解消が進むことは、「未来投資戦略2017」の「女性活躍の更なる促進」等にも大きく寄与。

### ○保護者・児童に不利益なく、連携施設の確保が進む

「3歳児の受け皿」、「保育内容の支援」という地域型保育事業の特性から実質的に必要な役割については、連携施設に必須の役割として継続することで、保護者・児童への不利益を及ぼさずに連携施設確保が進む。

### ○「代替保育の提供」の役割をカバーし得る方策も提示

連携施設の「代替保育の提供」の役割が、地域型保育事業所の職員が少ないことに由来していることを考慮し、保育の質の低下を招かないよう、「代替保育の提供」をカバーし得る方策も提案。

**※本市の提案を実現していただくよう、ご検討をよろしくお願いいたします。**